## へき地の医療体制構築に係る指針

へき地における医療の確保については、昭和31年度以来、11次に渡って「へき地保健 医療計画」を策定し、第10次計画(平成18~22年度)からは国で示した指針を基に都道 府県が地域の実情に応じて計画を策定し対策を講じてきた。「良質な医療を提供する体制 の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)により、 医療計画では4疾病・5事業(現在は5疾病・5事業)に係る医療提供施設間の機能の分 担及び業務の連携を確保するための体制に関する事項について記載することとなり、都道 府県は第5次医療計画(平成20~24年度)より、医療計画においてもへき地の医療体制 について定めている。

そのため、都道府県は「へき地保健医療計画(第 11 次実施期間:平成 23~29 年度)」と「医療計画(第 6 次実施期間:平成 25~29 年度)」をそれぞれ策定し、両者の整合性を図る必要性が生じた。また、へき地保健医療対策はドクターへリによる救急患者の搬送など地域医療の取組と連動していることから、他事業とより一層の連携を図っていくことが求められている。

以上を踏まえ、平成 26 年度の「へき地保健医療対策検討会」(以下「へき地医療検討会」という。)において、平成 30 年度から実施する第 7 次医療計画策定時期に合わせ、「へき地保健医療計画」と「医療計画(へき地の医療体制)」を一体的に策定する方針とされた<sup>1</sup>。

上記の方針は、平成28年度の「医療計画の見直し等に関する検討会」においても了承されたことから、今後、へき地保健医療対策は医療計画(へき地の医療体制)において計画を策定することとする。

へき地医療検討会において、へき地保健医療計画と医療計画を一体化することによるへき地医療対策の後退を懸念する意見もあったことから、従来、へき地保健医療計画で示されていたへき地保健医療対策に必要な項目が、医療計画において欠如することのないよう、留意されたい。

本指針は、へき地保健医療対策のさらなる充実を目指して、人口減少・高齢化等に対応し、住民・患者の視点に立った計画を作成するという観点から、その考え方を示すものである。

具体的には、「第1 へき地医療の現状」でへき地医療の状況等について概観し、次に「第2 医療体制の構築に必要な事項」でどのような医療体制を構築すべきかを示している。

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また各関係機関に求められる機能を理解した上で、機能を担う関係機関とさらにそれらの関係機関相互の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

### 第1 へき地の医療の現状

1 へき地医療の現状

へき地\*(離島におけるへき地を含む。)における医療の確保については、昭和31年度からへき地保健医療計画を策定し、各種対策を講じてきている。

<sup>1</sup> へき地保健医療対策検討会報告書(第11次)(平成27年3月)

- ※ 無医地区\*、準無医地区\*\*などのへき地保健医療対策を実施することが必要と されている地域
  - \* 原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としてお おむね半径 4km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易 に医療機関を利用することができない地区
  - \*\* 無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判 断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

### (1) 無医地区等の現状

無医地区については、昭和41年に2,920地区(人口119万人)存在したが、そ の後の11次にわたるへき地保健医療計画の実施により、その解消が継続的に図ら れ、その結果、平成 26 年 10 月末の無医地区は 637 地区(人口 12.4 万人)となっ ている<sup>2</sup>。

交通環境の整備等により無医地区は減少を続けているものの、解消には至ってい ないことを考慮すると、引き続きへき地保健医療対策を実施することが重要であ る。

# (2) へき地医療に従事する医師の現状

医師免許取得後にへき地で勤務することを条件とした地域枠※を設定しているの は18都道府県、へき地医療に従事することを条件とした奨学金制度があるのは26 都道府県となっている3。また、自治医科大学卒業医師で9年間の義務年限終了後 もへき地で勤務を続けている医師は24.7%となっている4。

地域枠等により都道府県がへき地医療に従事する医師を確保するとともに、へき 地医療に動機付けするような取組や環境作りも必要である。

- ※ 大学が特定の診療科や地域で診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、都 道府県が学生に対して奨学金を貸与(地域医療へ一定の年限従事することによ り返還免除)する仕組み。
- (3) へき地診療所の現状(施設数:1,131 施設3)

へき地診療所は、無医地区等において整備しようとする場所を中心としておおむ ね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1,000人以上であり、かつ、当該診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関 を利用して30分以上要する等の診療所をいう。

へき地保健医療対策を実施している都道府県において、1都道府県あたりのへき 地診療所数の平均は26か所であり、勤務する医師数の平均は、1診療所あたり 0.78 人となっている 3。また、へき地診療所において研修医の受入れや医学生のへ き地医療実習等を行っている施設は344施設(30.4%)となっている3。

また、へき地診療所のうち歯科を設置しているのは34都道府県(135施設、 11.9%) であった 3。なお、過疎地域等特定診療所\*のうち歯科を設置しているの は13道県(59施設:93.7%)となっている3。

- ※ 過疎地域等に開設する眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療所。
- (4) へき地医療拠点病院の現状 (施設数:323 施設3)

<sup>2</sup> 厚生労働省「無医地区等調査」(平成26年度)

<sup>3</sup> 厚生労働省「現況調査」(平成31年4月)

<sup>4</sup> 厚生労働科学研究「都道府県へき地保健医療計画の検証ならびに次期策定支援に関する研究」(平成27 年度)

へき地医療拠点病院は、無医地区等において、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、へき地診療所等の医師派遣や代診医派遣等を実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められ、都道府県が指定する病院をいう。

ただし、へき地医療拠点病院の指定を受けてから一定の期間が経過した後においても、主たる3事業である巡回診療、医師派遣、代診医派遣について、一部の病院において実施されていないという課題がある。

- ※ へき地医療拠点病院における支援事業の実施状況について、巡回診療を行っていない施設は230施設(71.2%)、医師派遣を行っていない施設は203施設(62.8%)、代診医派遣を行っていない施設は215施設(66.6%)。また、いずれも行っていない施設は65施設(20.1%)3。
- (5) へき地を支援するシステム等の現状

へき地医療支援機構は、へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所 等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき 地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として、都道府県等 に設置される。

へき地を有する 43 都道府県のうち、へき地医療支援機構を設置しているのは 40 都道府県であり、3 県が未設置である 3。

へき地医療支援機構の調整により行われたへき地医療拠点病院の医師・代診医派遣日数の平均は65.1日、へき地診療所の医師・代診医派遣日数の平均は119.55日となっている3。

へき地医療支援機構の専任担当官の活動状況は地域ごとに異なり、専任担当官が 1 週間のうちへき地医療支援業務に従事する日数は、 $4\sim5$ 日が 15 都県ある一 方、 $0\sim1$ 日未満が 6 道県、 $1\sim3$ 日が 19 府県となっている 3。

#### 2 へき地の医療提供体制

- (1) 医療提供施設等
  - ① へき地診療所
    - ・ 無医地区、準無医地区等における地域住民への医療の提供
  - ② へき地医療拠点病院
    - ・ へき地医療支援機構の指導・調整のもとに、巡回診療、へき地診療所等への 代診医等の派遣(継続的な医師派遣も含む。)、へき地医療従事者に対する研 修、遠隔医療支援等の診療支援事業等を行い、へき地における住民の医療を確 保
  - ③ へき地保健指導所
    - 無医地区、準無医地区等での保健指導の実施
  - ④ 社会医療法人
    - ・ へき地医療に関して一定の実績を有するものとして社会医療法人の認定を受け、へき地診療所やへき地医療拠点病院への医師派遣を実施
- (2) へき地医療を支援する機関等
  - ① へき地医療支援機構
    - ・ へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地診療所等への代診医派遣調整等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療政策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する

- ・ へき地医療に従事する医師確保のためのドクタープールの運営や、へき地医療に従事する医師のキャリアデザインの作成等のキャリア形成支援も担う
- ② へき地保健医療対策に関する協議会
  - ・ 医療計画等の作成のほか、へき地保健医療対策にかかる総合的な意見交換・ 調整等を実施することを目的とする。
  - ・ へき地保健医療対策に関する協議会は、へき地医療支援機構の専任担当官、 へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村 の実務者、大学医学部関係者等により構成する。
  - ・ へき地保健医療対策に関する協議会の設置と活用実績があったのは27都道 府県(62.8%)となっている3。
- (3) 患者の搬送体制
  - ① 内海離島(沿海域)
    - 島内での船舶の確保
    - ・ 自家用船で移動する場合の陸上での搬送体制
    - ・ ヘリコプターの着陸地点の指定
  - ② 外海離島(沿海域以遠)
    - ・ ヘリコプターの着陸地点の指定
  - ③ 陸上
    - ・ 夜間の搬送体制
    - ・ 夜間等に対応する地域外の当番病院の指定
    - ・ 移動困難時における医療チームの定期的な派遣
- (4) へき地の医療提供体制に関係するその他の体制
  - ① 情報通信技術 (ICT) による診療支援体制
    - ・ へき地における医療機関の抱える時間的・距離的ハンディを克服するための ツールとして、情報ネットワークの整備があり、へき地医療拠点病院において は34都道府県(81.0%)が遠隔医療を実施している3。
  - ② ドクターヘリ等の活用について
    - ・ へき地医療においても、ドクターヘリや消防防災ヘリなどを、各地域の実情 に応じて活用している。
  - ③ へき地における歯科医療体制
    - へき地における歯科医療体制について、10都道府県(23.3%)で歯科医師会との協議の場を設置している4。
  - ④ へき地で勤務する看護師等への支援体制
    - ・ 平成27年より、離職時にナースセンターへ氏名等の届出を行い、復職に向けたコーディネートを行う制度が開始されている。
  - ⑤ へき地患者輸送車・艇による輸送等実施
    - へき地患者輸送車は30都道県(129か所)、へき地患者輸送艇は5県(7か所)にて整備されている3。
    - ・ 一部の都道府県において、患者輸送バスの運行や、通院のための交通費補助 等を単独事業として実施している。

### 第2 医療体制の構築に必要な事項

1 目指すべき方向

前記「第1 へき地医療の現状」を踏まえ、個々の役割とそれを満たす関係機関、 さらにそれら関係機関相互の連携により、へき地に暮らす住民に対する医療サービス が継続して実施される体制を構築する。

特に、へき地医療支援機構を中心とした、へき地医療拠点病院、へき地診療所等による医療提供体制の確保や、当該施設及び関係機関間の連携の強化も図る。また、へき地医療支援機構ではへき地医療を担う医師の動機付け支援とキャリアパス構築についても取り組む。

なお、へき地が医師中数・多数区域内にあり、医師少数スポットにも含まれない場合には、医師確保対策の一般的なスキームには乗らないことになるが、医師確保対策が新たに講じられた後も、引き続き巡回診療等でへき地に医療の確保がなされなければならないことを踏まえ、医師確保計画とへき地に従事する医師の確保対策を連携させ、整合性をとること。

### (1) 医療を確保する体制

- ① へき地の医療及び歯科診療を支える総合診療・プライマリケアを実施する医療 従事者(医師、歯科医師、看護師、薬剤師等)の確保
- ② へき地医療に従事する医療従事者の継続的な確保(ドクタープール等)
- ③ へき地医療に従事する医療従事者が安心して勤務・生活できるキャリア形成支援
- ④ 医療従事者の養成過程等における、へき地の医療への動機付け
- (2) 診療を支援する体制
  - ① へき地医療支援機構の役割の強化と機能の充実
  - ② へき地保健医療対策に関する協議会における協議
  - ③ へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能強化
  - ④ 情報通信技術(ICT)、ドクターヘリ等の活用

#### 2 各医療機能と連携

前記「1 目指すべき方向」を踏まえ、へき地医療体制に求められる医療機能及び体制を下記(1)から(4)に示す。都道府県は、各医療機能及び体制の内容(目標、医療機関等に求められる事項等)について、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- (1) へき地における保健指導の機能【保健指導】
  - ① 目標
    - ・ 無医地区等において、保健指導を提供すること
  - ② 関係機関に求められる事項
    - ・ 保健師等が実施し、必要な体制が確保できていること
    - 特定地域保健医療システム\*を活用していること
    - 地区の保健衛生状態を十分把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との 緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと
      - ※ 「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)の別添「へき地保健医療対策実施要綱」 (以下「へき地対策要綱」という。)に基づく事業。

特別豪雪地帯等の無医地区等に伝送装置による保健医療情報システム体制を整備し、当該地区住民の保健医療の確保を図るもの。

③ 関係機関の例

- ・ へき地保健指導所
- ・ へき地診療所
- 保健所
- (2) へき地における診療の機能【へき地診療】
  - ① 目標
    - 無医地区等において、地域住民の医療を確保すること
    - 24 時間 365 日対応できる体制を整備すること
    - 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備すること
  - ② 医療機関に求められる事項
    - プライマリケアの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること
    - ・ 必要な診療部門、医療機器等があること
    - へき地診療所診療支援システム\*を活用していること
    - 特定地域保健医療システムを活用していること
    - 緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること
    - ・ へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること
      - ※ へき地対策要綱に基づく事業。へき地医療拠点病院とへき地診療所との間 に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を援 助するもの。
  - ③ 医療機関等の例
    - へき地診療所及び過疎地域等特定診療所
    - 特例措置許可病院
    - · 巡回診療·離島歯科診療班
- (3) へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】
  - ① 目標
    - 診療支援機能の向上を図ること
  - ② 医療機関に求められる事項
    - へき地医療拠点病院支援システム\*を活用していること
    - へき地診療所支援システムを活用していること
    - ・ 巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること
    - ・ へき地診療所等への代診医等の派遣(継続的な医師派遣も含む。)及び技術 指導、援助を行うこと
    - へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること
    - ・ 遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと
    - その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること
    - ・ 24 時間 365 日、医療にアクセスできる体制を整備するため、地域の診療所 を含めた当番制の診療体制を構築すること
    - ・ 高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること
    - ・ へき地医療拠点病院については、その主たる事業である巡回診療、医師派 遺、代診医派遣(主要3事業)を、いずれか月1回以上あるいは年12回以上 実施することが望ましいこと。従って、都道府県は、一定期間継続して上記3 事業の実施回数がいずれも月1回未満あるいは年12回未満であるへき地医療

拠点病院については、その取組が向上されるよう、へき地保健医療対策に関する協議会の中でその在り方等について検討すること。特に、上記3事業に遠隔 医療による支援を加えた4事業(必須事業)のいずれの事業の実施もなかった へき地医療拠点病院については、経年変化も考慮し、都道府県が当該年度の現 状を確認すること。

※ へき地対策要綱に基づく事業。小規模なへき地医療拠点病院の機能を強化するため、高度の機能を有する病院等医療機関とへき地医療拠点病院との間に伝送装置を設置し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助するもの。

### ③ 医療機関の例

- へき地医療拠点病院
- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
- 臨床研修病院
- ・ 救命救急センターを有する病院
- (4) 行政機関等によるへき地医療の支援【行政機関等の支援】

都道府県は、医療計画の策定に当たり、地域や地区の状況に応じて、医療資源を有効に活用しながら都道府県の実情にあわせて、へき地医療支援機構の強化、へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築、へき地等の医療提供体制に対する支援、へき地等の歯科医療体制及びへき地等の医療機関に従事する医療スタッフへの支援など行政機関等が担うへき地医療の支援策を明示する。

- ① 都道府県
  - ・ 医療計画の策定及びそれに基づく施策の実施
- ② へき地医療支援機構
  - 医療計画に基づく施策の実施

#### ア目標

- ・ へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整等を行うこと
- イ 関係機関に求められる事項
  - ・ へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整と、へ き地医療拠点病院等への派遣要請を行うこと
  - ・ へき地医療に従事する医師を確保するためのドクタープール機能を持つこ と
  - へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと
  - へき地における地域医療分析を行うこと
  - ・ 専任担当官として地域医療に意識が高く、ある程度長く継続して努められる医師を配置し、へき地医療関連業務に専念できるような環境を整備すること
  - ・ 地域医療支援センターとの統合も視野に、地域医療支援センターとのより 緊密な連携や一体化を進め、へき地の医療体制について、総合的な企画・調 整を行うこと

### 第3 構築の具体的な手順

医療計画の策定に当たっては、患者や住民の視点に立った対象地域ごとの情報となるよう、分かりやすく工夫する必要がある。

### 1 現状の把握

都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、(1)に示す項目を参考に、 対象地域の地区ごとに、医療資源及び医療連携等について、現状を把握する。

さらに、(2)に示す、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、数値で客観的に現状を把握する。

なお、(2)の各項目について、参考として調査名を示しているが、その他必要に応じて調査を追加されたい。

- (1) 医療資源・連携等に関する情報
  - へき地医療支援機構からの支援策
  - へき地医療拠点病院からの支援策
  - ・ 最寄りへき地診療所
  - 当該地区の解消策とその時期
  - 当該時点の支援策と解消までの支援策(解消策)
  - 類型(外海離島型、内海離島型等の別)
  - ・ その他の問題点等
- (2) 指標による現状把握

別表8に掲げるような、医療機能ごと及びストラクチャー・プロセス・アウトカムごとに分類された指標例により、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握し、医療計画に記載する。その際、地域住民の健康状態やその改善に寄与すると考えられるサービスに関する指標(重点指標)、その他国が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標(参考指標)に留意して、把握すること。

### 2 医療機能の明確化

- (1) 都道府県は、へき地医療体制を構築するに当たって、「第2 医療体制の構築に 必要な事項」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、対象地域 において、個々の医療機関や体制に求められる医療機能を明確にする。
- (2) 検討を行う際には、へき地医療支援機構の専任担当官、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表者、関係市町村の実務者、大学医学部関係者、地域住民の代表等により構成される「へき地保健医療対策に関する協議会」の意見を聞き、その意見を十分踏まえつつ協議を行う。

#### 3 連携の検討

(1) 都道府県は、へき地の医療体制を構築するに当たって、保健指導、へき地診療及びへき地診療の支援医療が互いに連携するよう、また、関係機関や医療機関の信頼関係を醸成するよう配慮する。

また、関係機関、地域医師会等の関係者は、診療情報の共有、連携する施設・医師等専門職種の情報の共有に努める。

(2) 保健所は、「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の規定に基づき、また、「医療計画の作成及び推進における保健所の役割について」(平成19年7月20日付け健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知)を参考に、医療連携の円滑な実施に向けて、地域医師会等と連携して関係機関の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこと。

(3) 医療計画には、原則として、対象地区及び各機能を担う関係機関の名称を記載することとする。

なお、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの医療機関が複数の機能 を担うこともあり得る。

### 4 課題の抽出

都道府県は、「第2 医療体制の構築に必要な事項」を踏まえ、「1 現状の把握」で収集した情報や指標により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、へき地の医療体制の課題を抽出し、医療計画に記載する。

### 5 数値目標

都道府県は、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制について、事後に定量的な 比較評価を行えるよう、「4 課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情 に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を設定し、医療計画に記載 する。

数値目標の設定に当たっては、各指標の全国データ等を参考にするとともに、基本方針第九に掲げる諸計画に定められる目標を勘案するものとする。

なお、達成可能なものだけを目標とするのではなく、真に医療圏の課題を解決する ために必要な目標を設定することとする。

また、良質かつ適切なへき地医療を提供する体制を構築するため、へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関を増やして行くため、「へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合」を指標とした上で、本指標の値を100%にすることを数値目標とすることが望ましい。

少なくともへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関を増やしていくため、「へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合」を指標とした上で、本指標の値を100%にすることを数値目標とすることが望ましい。

#### 6 施策

数値目標の達成には、課題に応じた施策を実施することが重要である。都道府県は、「4 課題の抽出」に対応するよう「5 数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策について、医療計画に記載する。

### 7 評価

計画の実効性を高めるためには、評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。都道府県は、あらかじめ評価を行う体制を整え、医療計画の評価を行う組織や時期を医療計画に記載する。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況、現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも6年(在宅医療その他必要な事項については3年)ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県はその医療計画を変更することとする。

### 8 情報共有

各都道府県は、全国へき地医療支援機構等連絡会議において、へき地保健医療対策 について意見交換等を行うこととする。

### 9 公表

都道府県は、住民に分かりやすい形で医療計画を公表し、医療計画やその進捗状況 を周知する必要がある。このため、指標による現状把握、目標項目、数値目標、施策 やその進捗状況、評価体制や評価結果を公表する。その際、広く住民に周知を図るよ う努めるものとする。

別表8 へき地の医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	へき地診療		へき地支援医療		行政機関等の支援	
ストラクチャー		へき地診療所数・病床数		へき地医療拠点病院数		へき地医療支援機構の数
		へき地における歯科診療所数		へき地医療に関して一定の実績を有するものとして 認定を受けた社会医療法人数		へき地医療支援機構の専任・併任担当官数
		過疎地域等特定診療所数				へき地医療に従事する地域枠医師数
		へき地診療所の医師数				
		へき地における医師以外の医療従事者数 (歯科医師、看護師、薬剤師等)				
プロセス	•	へき地における診療・巡回診療の 実施日数	•	へき地医療拠点病院からへき地への 巡回診療実施回数・日数・延べ受診患者数	•	協議会の開催回数
	•	へき地における訪問診療(歯科を含む)・ 訪問看護の実施日数	•	へき地医療拠点病院からへき地への 医師派遣実施回数・延べ派遣日数	•	協議会等におけるへき地の医療従事者 (医師、歯科医師、看護師、薬剤師等) 確保の検討回数
	•	へき地保健指導所の保健活動日数 及び対象者数	•	へき地医療拠点病院からへき地への 代診医派遣実施回数・延べ派遣日数		
			•	遠隔医療等ICTを活用した 診療支援の実施状況		
			•	へき地医療拠点病院の中で主要3事業(※1)の 年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合		
			•	へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院 の必須事業(※2)の実施回数が年間1回以上の 医療機関の割合		
アウトカム						

#### (●は重点指標)

- ※1 主要3事業:へき地医療拠点病院における①へき地への巡回診療、②へき地診療所等への医師派遣、③へき地診療所等への代診医派遣
- ※2 必須事業:へき地医療拠点病院の事業の内、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業
  - ・巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
  - ・へき地診療所等への代診医等の派遣(継続的な医師派遣も含む)及び技術指導、援助に関すること。
  - ・遠隔医療等の各種診療支援に関すること。